

第46号議案

島根県立産業交流会館条例の一部を改正する条例

島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

「	404	3,650円	4,860円	6,820円	1,210円	を
」						
「	404	3,650円	4,860円	6,820円	1,210円	に
」	事務室のうち利用されていない区画を利用する場合（1平方メートルにつき）	96円	129円	190円	32円	

改め、同表備考中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- 3 事務室のうち利用されていない区画を利用する場合とは、会議室等が利用できない場合において、事務室のうち利用されていない区画を会議室等の機能を代替する施設として利用するときをいう。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。